



ISS Comparative Regionalism Project

C R E P

<http://project.iss.u-tokyo.ac.jp/crep>

WTO体制と地域貿易協定の法的インターフェイス問題
—紛争解決手続の競合と調整—

CREP Seminar 14

平 覚

2006年10月24日

これは2006年10月24日の準備セミナーの口述記録を要約整理したものであり、

転載・引用等の利用は出来ません

CREP 地域主義比較プロジェクト

第14回月例公開セミナー

2006. 10. 24

平 覚氏（大阪市立大学）

「WTO体制と地域貿易協定の法的インターフェイス問題

－紛争解決手続の競合と調整－

中村 それでは時間になりましたので、始めたいと思います。皆さん、こんにちは。私は司会を務めます、社会科学研究所の中村民雄です。本日は大阪市立大学の平先生をお招きしてお話を伺い、質疑応答するということにいたしたいと思います。タイトルは「WTO体制と地域貿易協定の法的インターフェイス問題－紛争解決手続の競合と調整－」であります。平先生は国際経済法がご専門でして、その分野での教科書あるいはケースブックなどのご執筆でご活躍でありますと共に、通商関係についての第一線の問題についても取り組まれておられる研究者であります。本日はこのテーマについて、いろいろと具体的な事例を交えながら、詳しくお話を伺えればと思います。よろしくお願ひします。大体一時間くらいを目安にお話いただきまして、その後自由に質疑応答をしたいので、そのようにお願ひいたしたいと思います。それでは先生、お願ひします。

平 どうもありがとうございます。ご紹介いただきました平と申します。よろしくお願ひします。

スライド1：「WTO体制と地域貿易協定の法的インターフェイス問題」

本日はただ今ご紹介いただきましたテーマで、ご報告をさせていただきます。

スライド2：「問題の所在」

まず「問題の所在」というところがございます。国際法体系の断片化、fragmentation現象というのが、最近指摘されております。例えば、国連の国際法委員会、ILCというところでも、この fragmentation 現象について現在研究プロジェクトが進んでおります。ここで fragmentation と呼ばれる現象について、何が問題とされているかといいますと、基本的には多数の国際的な司法機関、裁判機関が登場して、国際法の解釈がさまざまに多様化している。それによって国際法体系の一貫性が損なわれていくのではないかと。そういった危機感でございます。国際裁判所の一貫しない判決が多数出てきますと、当然のことながら、判

決の妥当性、あるいは正当性、あるいは実効性が低下してまいります。そのことは、つきつめていけば、国際法そのものに対する信頼感が失われていく、そういう危機感も含まれております。さらに、複数の裁判所で同じ紛争が繰り返し継続するということも、可能性としてあります。

スライド 3：「国際法の断片化現象の一つとしての地域貿易協定の増加とそれに伴う紛争解決手続きの増加」

本日取り上げましたテーマでは、この国際法の断片化現象の一つとしての地域貿易協定の増加とそれに伴う紛争解決手続きの増加に焦点をあててみたいと思います。WTO 協定と地域貿易協定というのは、基本的にはどちらも自由化を目指すルールということで、規律事項が重複しております。例えば、内国民待遇原則や最恵国待遇原則、つまり無差別原則などはいずれの地域貿易協定の中でも、おそらく基本的な原則として掲げられていると思います。当然のことながら、WTO の基本原則でもあります。そういう形で、ある国の無差別原則に違反する行為については、地域貿易協定上も、あるいは WTO 協定上も、これを問題とすることが可能です。こういう意味で、紛争解決手続相互間でオーバーラップあるいは競合——日本語として適切かどうかあまり自信がありませんが——英語ではオーバーラップと呼ばれますが、そういった状況が出てきております。

本日、私が問題関心として取り上げますのは、このような競合状態、オーバーラップ状態をどのようにして調整していくべきか、WTO と地域貿易協定間でインターフェースという機能をどこに求めるべきか、その辺の可能性を探求してみたいと考えます。

スライド 4：「地域貿易協定における紛争解決規定」

まず「地域貿易協定における紛争解決規定」を一瞥してみたいと思います。次のページからです。とりあえず、どういった紛争解決規定が地域貿易協定で一般的に採用されているかということですが、基本的には法廷地の選択を当事者に任せる、紛争当事国に法廷地の選択を任せる、そして、選択がなされた後には、当該法廷が排他的な管轄権を持つ、こういった形の紛争解決手続が定められているのが一般的なようです。きわめて多くの地域貿易協定で、この形式の手続が定められています。ここではこのような規定を、とりあえず排他的管轄権条項と呼んでおきたいと思います。

もう一点指摘しておきたいのは、紛争を解決する基準となる法、ここでは適用法と呼んでおきます。いくつかの地域貿易協定は、協定それ自体に加えて、国際法を適用法規として明記しております。しかし、このことは後で申し上げますが、若干の問題をはらんでま

います。

スライド 5 : 「日・シンガポール EPA」

具体的に条文を紹介したいと思います。日本とシンガポールの EPA、経済連携協定です。これは日本が最初に締結した EPA で、二国間の地域貿易協定ということになります。紛争解決手続は 139 条以下にありますが、この 139 条 2 項をご覧くださいますと、「この章のいかなる規定も、自国が当事国となっている他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する締約国の権利を害するものではない」として、この協定以外の紛争解決手続の利用可能性をまず認めております。

そして、次の 3 項で「2 の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定または締約国が当事国となっている他の国際協定に基づいて紛争解決のための手続が開始される場合には、当該特定の紛争に関し当該手続以外の手続を利用することはできない。ただし、別途の国際協定に基づく、かつ、実質的に異なる権利又は義務が争われることについては、この限りではない。」この 3 項で、特定の紛争について、紛争当事国がいずれかの紛争解決手続を選択できると規定しております。そして、選択後はそれが排他的に管轄権を持つ手続になる。そのことが明示されております。

それからもう一点、144 条というところで「仲裁裁判所の任務」が定められておりますが、その 1 の b ですが、仲裁裁判所は、「この協定、実施取極及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。」こういう形で、適用法を当該地域貿易協定以外の国際法にも拡大しております。

スライド 6 : 「日本・マレーシア EPA」

次の「日本・マレーシア EPA」も同様です。3 項にこの排他的管轄権条項が規定されております。適用法についても、一番下のところですが、「国際法の規則に従って裁定を下す」という文言がみられます。

スライド 7 : 「日・メキシコ EPA」

同じく日本が締結しております、メキシコとの EPA、これも同様の排他的管轄権条項が定められております。メキシコの EPA の場合、153 条では、適用法については「この協定の関連規定に照らし」ということで、一般国際法は除かれています。

スライド 8 : 「日・フィリピン EPA」

次に、日本・フィリピン EPA ですが、同様の文言が見られます。このフィリピンとの EPA で特徴的なのは 149 条 5 項で、「両締約国は、この協定に基づく義務の違反が世界貿易機関

設立協定に基づく義務の違反を構成する場合には、世界貿易機関設立協定による紛争解決手続を利用することを優先的に考慮する」という規定が見られます。他の EPA には見られない条項で、WTO 法上の紛争である場合には、WTO の紛争解決手続を優先的に選択すべきであるという趣旨であります。

スライド 9：「NAFTA Chapter 20(1)」

それから、以上の日本が締結した EPA のおそらく原型になっているのが、次の NAFTA の紛争解決規定です。NAFTA の一般的な紛争解決規定は、NAFTA の 20 章、Chapter 20 に規定があります。まず、2005 条ですが、この NAFTA の協定および GATT の、NAFTA ができた当時まだ GATT の時代でしたが、いずれの規定から発生する紛争についても、当事者の裁量によって、法廷を選択することができるとする法廷地選択条項が 1 項に規定されております。

スライド 10：「NAFTA Chapter 20(2)」

続く 2 項、3 項、および 4 項はいわゆる環境とか、労働とかにかかわる紛争については、もっぱら NAFTA の紛争解決手続を利用すべきことが定められています。

スライド 11：「NAFTA Chapter 20(3)」

6 項にまいりますと、先ほどの 1 項で選択された紛争解決手続が、排他的であることが規定されております。“the forum selected shall be used to the exclusion of the other” という規定が見られます。

以上のように、多くの地域貿易協定の紛争解決手続において、排他的管轄権条項が設けられております。

スライド 13：「WTO 紛争解決手続」

続いて、WTO の紛争解決手続を簡単にご紹介しますと、「ネガティブ・コンセンサスによる事実上の強制管轄権」があるという点が、まず指摘できるかと思えます。紛争の一方の当事国が WTO に提訴いたしますと、WTO の紛争解決機関、これは基本的にはすべての WTO 加盟国によって構成されていますが、紛争解決機関が、パネル設置の要請に対してネガティブ・コンセンサスで決定をいたします。その意味は、パネルを設置しないことにコンセンサスが必要であるとされています。通常は申立国がパネルの設置を要請しております。パネルを設置しないことについて、少なくとも一国が反対しますので、このネガティブ・コンセンサスは通常成立しません。したがって、原告国、申立国が提訴いたしますと、ほぼ確実にパネルが設置され、紛争解決手続が始まる、こういうシステムになっています。

その意味でよく「事実上の強制管轄権」があるといわれます。

それから、DSU の、DSU というのは紛争解決了解、Dispute Settlement Understanding と呼ばれる WTO の紛争解決手続を定める協定ですが、これの 23 条は、WTO 協定上の紛争について、WTO の紛争解決機関が排他的な管轄権を持つと規定しております。正確には、WTO 上の紛争は WTO の紛争解決手続によって解決しなければならないということです。基本的に、この規定は米国のいわゆる通商法 301 条と呼ばれる一方的な制裁をけん制する、これを封じ込める規定として導入されています。しかし、米国が 301 条によって WTO 法上の紛争を一方的に解決することを禁止するだけではなくて、ほかの国々も WTO 法上の紛争については、何よりも WTO で解決せよ、こういう規定、趣旨を持つものであります。

そうしますと、先ほど紹介しました、地域的貿易協定の排他的管轄権条項との抵触の可能性が出てまいります。後者は、WTO 法上の紛争が WTO ではなく地域貿易協定上の紛争解決手続に付託される可能性も認めているからです。例えば地域貿易協定の当事国が、その地域貿易協定上の紛争解決手続を選択したとします。そして、その地域貿易協定の適用法に適用可能なものとして国際法が含まれている場合には、その国際法の中には WTO 協定も含まれることとなります。したがって、地域貿易協定上の紛争解決機関は、WTO の規定、WTO 協定に基づいて当該紛争を処理することも可能になります。しかし、そうすることは先ほどの DSU23 条と抵触するということとなります。そういう意味で、現在多くの地域貿易協定で紛争解決のための適用法に国際法、もしくは明示的に WTO 協定が含まれる場合には、この 23 条との抵触問題というのが生じるということが考えられます。先ほど紹介した日本とフィリピンの EPA に含まれる WTO 紛争解決手続の優先条項は、不完全ながらこのような抵触問題を解決する一つの方法として注目できると思います。

それから他方で、WTO 協定の中のこの DSU、紛争解決了解の 25 条には、仲裁手続による紛争解決というのが規定されています。これは、紛争当事国双方が、WTO の通常のいわゆるパネル手続ではなくて、仲裁手続によって紛争を解決することを許可したものです。つまり、WTO 協定上の紛争解決手続の一つの形態として、仲裁手続が存在していることとなります。したがって、地域貿易協定に基づく紛争解決手続が、この 25 条の仲裁手続として認められれば、先ほどの 23 条との抵触問題は解決されるかと思えます。ただ、実際に地域貿易協定上の仲裁手続が、この 25 条でいう仲裁手続として利用された例はまだないようです。

スライド 14：「排他的管轄権条項による管轄権競合の調整の可能性」

話が若干それてしまいました。今日、私が問題にしたいのは、レジメの次のページにあります「排他的管轄権条項による管轄権競合の調整の可能性」ということであります。はたして地域貿易協定中の排他的管轄権条項は、WTOの紛争解決手続と地域貿易協定の紛争解決手続のオーバーラップを調整しうるインターフェースとして機能しうるのか、という問題です。

WTOあるいはその他で実際にこの問題に正面から答えるような形のケースが存在するわけではありませんが、かなりこの問題の答えを探す上で示唆的なケースが存在しております。本日は、その中から二件紹介させていただきます。一件は、WTOのパネルのケースです。「アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対するアンチダンピング関税事件」というのが一つ、それからもう一つ、「MOX 事件」というのは、アイルランド対イギリスの事件で、国連海洋法条約に基づく仲裁裁判所の判断です。この二つのケース、特に前者のケースが大変興味深いものですから、このケースを中心に本日はご紹介したいと思います。

スライド 15 : 「アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対する確定アンチダンピング関税事件」

まずアルゼンチンのケースです。紛争の本案は、アンチダンピング関税のWTO協定上の合法性、適合性の問題です。その前の段階、先決問題として、次のような問題が提起されました。WTOのこの事件の申立国はブラジルですが、ブラジルはアルゼンチンのこのアンチダンピング措置につきまして、本件のWTO提訴に先立ち、MERCOSUR、いわゆる南米南部共同市場と呼ばれる地域貿易協定の下で、この協定の紛争解決手続に基づく仲裁裁判所にも提訴しました。そして、そこでは敗訴しております。その敗訴した後に、このWTOに再び同じ措置を提訴したわけです。WTOパネルは、本件の管轄権行使を差し控えるべきかどうか、またWTOのパネルがこのMERCOSUR裁判所の裁定に拘束されるべきかどうか、このようなことが先決問題として、被申立国であるアルゼンチンの側から提起されました。

スライド 16 : 「パネルの判断」

この先決問題に対するパネルの答え、判断であります。次のような内容になっております。先行するMERCOSUR事件の基礎となったブラジリア議定書、これはそのMERCOSUR事件の紛争解決手続を定める文書ですが、このブラジリア議定書は、同一の措置を後にWTOの紛争解決手続に付託するブラジルの権利を制限するものではありませんでした。

このブラジリア議定書の後に新たに合意されましたオリボス議定書というのがありますが、このオリボス議定書の中には、先ほど紹介したような排他的管轄権条項が含まれております。ブラジルはこのオリボス議定書に署名していますが、この議定書はこの事件の当

時まだ発効していませんでした。さらに、ブラジリア議定書に従ってすでに決定された紛争にはオリボス議定書は適用されないとされていました。

それから、パネルは次の点も指摘しております。つまり、オリボス議定書が署名されたという事実は、そのような議定書がなければ、MERCOSUR の紛争解決手続の後に、同一の措置について WTO の紛争解決手続が続くであろうことを MERCOSUR 加盟国が認識していたということを示唆するというのです。MERCOSUR の手続で負けても、WTO でもう一度再チャレンジするという可能性が知られていて、それを阻止するためにオリボス議定書が作成され、その中で排他的管轄権条項、すなわち一旦選んだ法廷が排他的に管轄権を持つとされたわけです。ですから最初に提訴したこの MERCOSUR の裁判所だけが管轄権を持ち、WTO に提訴することはできない、こういう規定がオリボス議定書の中に含まれました。しかし、事件の当時まだ発効していないということで、パネルはその効力を認めておりません。

スライド 17

さらにアルゼンチンは、これはテクニカルというか、込み入ったことになりますが、WTO の DSU、紛争解決了解 3.2 条の下で、MERCOSUR 裁判所の裁定は、いわゆる「ウィーン条約法条約 31 条 3 項(c)に規定される「当事国間の関係において適用される国際法の関連規則」としてパネルによって適用されるべきと主張しております。

スライド 19：「WTO 紛争解決手続における適用法」

少し説明させていただきますと、DSU3.2 条というのは、お手元の資料のページでいいますと 19 ページのところになります。3.2 条の中身ですが、「WTO の紛争解決制度」というのは、WTO の諸協定を「対象協定」と呼んでいます、「対象協定に基づく加盟国の権利及び義務を維持し、並びに解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って対象協定の現行の規定の解釈を明らかにするものである」と規定しています。つまり、WTO の紛争解決の手続というのは、WTO 協定の規定の意味を解釈に関する国際法に従って明らかにするものである、そういった趣旨の規定であります。

スライド 17

ここで言う解釈に関する国際法の規則というのが、先ほどのウィーン条約法条約 31 条の規定です。そのウィーン条約法条約 31 条 3 項(c)によりますと、その中にある条約を、ここでは WTO 協定ですが、これを解釈する場合には、関係当事国間の関係において適用可能な国際法の関連規則を考慮することとされています。それによって、MERCOSUR 裁判所、仲

裁裁判所の判決を WTO 協定を解釈するために参照すべき国際法の規定として用いるべきだというのがアルゼンチンの主張です。

これに対してパネルは、アルゼンチンはそうは言っているけれども、特定の WTO 協定の規定を一つも挙げていない、解釈すべき WTO 協定の規定をあげていない、WTO 協定の解釈とは全くかかわりなく、ともかく MERCOSUR 裁判所の判決に従って WTO のパネルも判断を下すべき、こういう主張をしているにすぎない。従って、WTO 協定の解釈のために、MERCOSUR 裁判所の判決が援用されているわけではない、と述べています。

スライド 18 : 「Pauwelyn 評価」

さらに WTO のパネル報告というのは、当該事件においてのみ拘束力を持ちます。したがって、この事件のパネルが、他の先行するパネルの判断によって拘束されることもありません。まして WTO の外のこの MERCOSUR 裁判所の判決に拘束される、ということも考えられません。パネルは、この点を激しく否定しております。こういう理由で、アルゼンチンが MERCOSUR 裁判所の判決を尊重して、それによってパネルは結論を下すべきという主張をしておりますが、これを退けています。

このようにして、パネルはブラジルが提訴したこのケースについて、本案審理に移っていくわけです。この事件において注目されるのは、パネルがオリボス議定書、すなわち排他的管轄権条項を含んだ議定書に言及していることです。その判断を見ますと、パネルは、もし仮にオリボス議定書が発効しており、それによって排他的管轄権条項が効力を与えられていれば、それを尊重して、すでに先に MERCOSUR 内部で MERCOSUR 裁判所が選択されたのだから、後の WTO パネルは管轄権を持たないということを示唆しているようにもみえます。こういう理解を示していますのが、最後のページの「参考文献」にも挙げております Pauwelyn という学者です。オリボス議定書にわざわざ言及して、そのオリボス議定書がまだ発効していないから駄目だという言い方をしているので、オリボス議定書が仮に発効していれば、結局排他的管轄権条項が有効であるということで、WTO パネルの管轄権は否定されるであろう、こういう解釈を Pauwelyn は示しております。

私は別の評価が可能ではないか。それがいいかどうかは別にして、はたしてオリボス議定書が効力を発生している、WTO のパネルがこの排他的管轄権条項を尊重したかどうか、これは疑わしいのではないか、むしろ、そのような非 WTO 法、つまり WTO 以外の国際法に対しては、WTO はそれほど好意的ではないのではないか。そういう観点から、以下問題を考えていきたいと思います。

スライド 19 : 「WTO 紛争解決手続における適用法」

改めて、「WTO 紛争解決手続における適用法」をご紹介します。つまり、もしオリボス議定書の排他的管轄権条項が、両紛争当事国、アルゼンチンとブラジルを拘束する条項であって、従って二国間に適用可能な国際法として存在しているとして、はたして WTO の紛争解決機関、パネルや上級委員会は、そのような国際法を適用できるのかどうかという観点から、WTO の紛争解決手続における適用法というものを考えてみたいと思います。

ここでいう WTO 以外の国際法というのが、オリボス議定書ということになります。先ほどご紹介しました DSU の 3.2 条は、あくまでも対象協定に基づく加盟国の権利、義務を維持し解釈するというのが、紛争解決手続の役割であるとしています。それからさらに、「紛争解決機関の勧告及び裁定は、当該協定に定める権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、または対象協定に定める権利及び義務を減ずることは」ないことを明記しております。つまり、対象協定、WTO 協定の現行の規定の解釈、中身を明らかにするのが紛争解決機関の役割であり、現行の協定上の規定に基づく権利と義務を変更することはできないという趣旨であります。

同じように、DSU の 7.1 条というのは、パネルの付託事項について規定しております。付託事項というのは、当該パネル、裁判機関に対して何を判断してもらうかをあらかじめ文書で示すものです。それは一定のフォーマットが存在しています。レジメに掲げました通り、問題となった対象協定、WTO 協定の名称がまずあって、その関連規定に照らして紛争当事国により「紛争解決機関に付託された問題を検討」する、紛争解決機関が「当該協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つ認定を行う」、これがパネル、紛争解決機関の役割である、こういうことが書いてあります。このほか、DSU 全体を通じてもっぱら対象協定、すなわち WTO 協定そのものへの言及が見られます。

スライド 20 : 「これらおよびその他の DSU 規定から次のように言える」

このことから、少なくとも適用法については、次のように言えるのではないかと思います。DSU 上は、対象協定が WTO の紛争解決手続における適用法になるということがまず言える。適用法は WTO 協定そのものである。しかし、この DSU の諸規定が適用法をもっぱら対象協定に限定しているのか、他の WTO の外の国際法が適用法にはなりえないのかについてはこの DSU の規定からは必ずしも明確にはならない。

学説上もきわめて深刻な対立があります。一つは、WTO の適用法は WTO 協定だけであるという考え方です。これはおそらく多数説に近いと思います。他方で、WTO の紛争解決

手続においても、WTO 協定以外の国際法の規則が適用可能であるという立場もあります。WTO は国際法の体系の中から隔離された閉じられた体系ではないといった言い方がなされます。

ただ、先ほど紹介した DSU3.2 条が、先ほども申し上げましたが、解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って対象協定の解釈を行うことを認めています。したがって、そのような解釈に関する慣習国際法を法典化したものとして通常言われているウィーン条約法条約 31 条および 32 条が、WTO 紛争解決手続において解釈のための適用法になるということ、そして、その 31 条の中の「当事国との関係において適用される国際法の関連規則」も対象協定の解釈に当たって考慮されるということは、学説上も争いありません。3.2 条によって、少なくとも適用法が WTO 協定であり、その WTO 協定を解釈するために、国際法を参照することは問題ないとされているわけです。ですから、国際法はあくまでもこの場合、解釈基準という形で採用されるにとどまるということになります。

このようにしてみますと、WTO の紛争解決手続における適用法が WTO の外の国際法に及ばないとしますと、先ほどのオリボス議定書の排他的管轄権条項も、当然ながら WTO の適用法にはならないわけです。すなわち、WTO パネルは、先に選択された法廷が専属、排他的管轄権を持つという、その外のルールには拘束されない。したがって、ある紛争が WTO の外の紛争解決機関に付託されたのを一度目とカウントしますと、それと同一の事項について二度目に WTO パネルに紛争が付託されたとしますと、WTO パネル自身は、この二度目に提訴されたケースについても当然に管轄権を持ち、かつそれを行使せざるを得ないということになります。そういう立場が Pauwelyn に対するもう一つの立場として、採用可能ではないかということでもあります。

スライド 21 : 「国際法の一般原則の適用による管轄権競合の調整」

しかしながら、もう一つ考える必要があるのは、一事不再理、*ne bis in idem* という原則などの国際法あるいは法の一般原則の適用によって、WTO のパネルが訴えを退ける、つまり、管轄権を否定する可能性がないかどうか、ということです。次にこの点を考えてみたいと思います。

先ほど申し上げましたように、WTO のパネルは、基本的には WTO 協定に従って紛争を処理する。適用法は WTO 協定なのですが、司法機関として、国際法あるいは法の一般原則とされるものをこれまで適用してきております。例えば、立証責任の原則や信義誠実の原則、エストoppelの原則、既判力の原則、これらはおそらく国際法の一般原則というより

は法の一般原則と呼びうるもので、これについては、WTO の紛争解決機関は適用法として実際にこれまで適用してきております。したがって、これらの原則の適用によって管轄権の否定が可能かどうか、ここで考えてみたいのはこの問題であります。

スライド 22 : 「アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対する確定アンチダンピング関税事件」

同じくアルゼンチンの事件が、一つの事例ということになると思います。まず信義誠実原則の適用可能性についてであります。レジメの 22 ページのところですよ。この事件で、アルゼンチンは次のように主張しております。ブラジルはアルゼンチンのアンチダンピング措置を MERCOSUR 裁判所で争い、敗訴した後に同一の措置について WTO の紛争解決手続を開始した。そのことにより信義誠実の原則に違反したというものです。

パネルは、過去の WTO の先例に従い、信義誠実原則の違反を認定するための 2 つの条件を掲げます。第一に、加盟国が WTO 協定の実体規定に違反していること。第二に、「単なる違反以上の何か」が存在すること。その場合に、信義誠実原則の違反が成立する、こうしております。

本件のアルゼンチンの主張ですが、本件提訴を行うことにより、WTO 協定のいずれかの実体規定にブラジルが違反したという主張を全くしておりません。したがって、この第一の条件が満たされていないこととなります。こういうことで、パネルは、このアルゼンチンの主張を退け、信義誠実原則の適用を否定しております。繰り返しになりますが、信義誠実の原則が適用されれば、ブラジルに信義誠実義務違反があったとして、パネルは管轄権を否定することがありえるわけですが、単にその同じ事項について二度目に WTO に提訴するという行為だけでは信義誠実義務違反は成立しない、というのがこのパネルの判断であります。

スライド 23 : 「アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対する確定アンチダンピング関税事件」

アルゼンチンを当事国とするこの同じ事件で、アルゼンチンはもう一つ、エストッペルの原則の適用を主張しております。禁反言原則と呼ばれるものであります。アルゼンチンの主張は次のようなものです。ブラジルは本件の WTO 紛争解決手続をエストッペル原則により妨げられる。そして、アルゼンチンは、エストッペル原則は次の三つの条件が存在する場合に適用されるとしています。第一に、「明確かつ曖昧でない事実の声明」があること。第二に、その声明が任意、無条件かつ認証されたものであること。第三に、その声明が誠実に相手方によって依拠されたこと。そのような場合に、この声明に反する行為をその声明を行った当事者は行うことが許されないというわけであります。

スライド 24 : 「パネルの判断」

パネルのほうですが、このエストoppelの原則の三つの条件がはたして適正なものであるかどうかはともかくとして、アルゼンチンが主張するこの三つの条件について、ブラジルに当てはまるかどうかを調べていきます。

まず、第一の条件に関して、明白な声明があったかどうかということですが、ブラジルが、MERCOSUR ですでに争われた措置に関して WTO の紛争解決手続に訴えないという明示的な声明を行ったという記録上の証拠は存在しないと述べています。つまり、ブラジリア議定書は排他的管轄権条項を含んでいませんので、ブラジルは二度目の提訴を行わないという声明をしてはいないというわけです。これに対して、オリボス議定書は二度目の提訴をしないことを明示的に規定しておりますので、オリボス議定書の場合にはこの第一の条件は満たされることになるでしょう。

それから、仮に第一の条件を満たすような声明が存在したとして、第三の条件について次のように述べています。ブラジルの声明によって単に不便を被ったということは、アルゼンチンがそのような声明に依拠して行動する誘因となり、かつ、ブラジルの立場の変更により不利な結果を被っているということを証明するには十分ではない。つまり、ブラジルが二度目の提訴を行ったことによって、アルゼンチンはどのような不利益を受けたのか。アルゼンチンは、ブラジルが提訴しないと仮に言っている場合に、それに反して提訴をすることによってどのような不利益を被ったのか。単に不便を被ったとしか述べていないということで、明確な不利益が発生していないというわけです。

このようにして、第一と第三の条件が本件の場合には満たされないので、アルゼンチンの言うエストoppelの法理、原則も適用できないとしております。オリボス議定書が発効していれば、先ほど申し上げましたように、排他的管轄権条項が有効だった場合ですが、その場合には、少なくとも第一と第二の条件はクリアできるかと思えます。後は、第三の条件が認められるかどうか。この点について、本件では、二度目の提訴は単に不便をもたらしたにすぎず、不利益というほどのものではないということで、条件は充足されないと結論づけています。

スライド 25 : 「既判力の原則」

それから次に、「既判力の原則」というものがあります。25 ページのところです。エストoppelの原則と同様に、国際法または法の一般原則として既判力の原則というのがあります。これは、先ほどのアルゼンチンの事件では、アルゼンチンは主張しておりませんが、

仮に主張された場合、この原則の適用が可能かどうか、これを考えてみたいと思います。

通常、既判力の原則の適用条件は三つ挙げられます。当事者が同一であること、紛争の対象あるいは事項が同一であること、それから、訴訟原因も同一であること。この三つが揃った場合には、先の裁判所の判決の効力が既判力を与えられ、後の裁判所を拘束するというものです。

このアルゼンチンのケースに当てはめてみますと、第一に、当事者であるアルゼンチンとブラジルは同一である。それから対象も同一である。すなわち、違法なアンチダンピング措置である。ところが、第三の訴訟原因が異なることになります。なぜならば、MERCOSUR 裁判所に提起されたときの訴訟原因は、あくまでも MERCOSUR 条約、地域貿易協定違反という形で提起されます。他方で、WTO に提起される時は、WTO 協定違反という形で提起されます。したがって、訴訟原因となる法規に違いが生じ、第三の条件が満たされないことになります。結局、既判力原則は適用できないということになるかと思っています。

最後に、「一事不再理」の原則も法の一般原則であるとする、この原則そのものの適用可能性も考えてみる必要があります。しかし、この原則は、先ほどの既判力原則を前提として同一当事者間の同一事項の審理はこれを繰り返さないという原則です。先ほど述べたように、そもそも既判力原則が妥当しませんので、この原則の適用もやはり困難であるように思えます。

以上、アルゼンチンのケースから導かれますのは、地域貿易協定に含まれる排他的管轄権条項は、WTO の紛争解決機関にとっては全く無関係のものであるということです。無関係なものとして扱われる可能性が高いと言えます。そしてまた、国際法の一般原則の適用によって、二度目の提訴を阻止できるかという、これもかなり難しいと言えるのではないかと思います。

スライド 26 : 「MOX プラント事件」

もうほとんど時間がありませんが、最後に「MOX プラント事件」というのを紹介したいと思います。2001 年のアイルランド対英国のケースです。アイルランドの国境付近に核燃料再処理施設をイギリスが設置しまして、放射性廃棄物をそこからアイリッシュ海に投棄したというものです。これに対して、アイルランドが国連の海洋法裁判所に海洋法条約違反で提訴した事件です。

国連の海洋法裁判所は、本件について *prima facie* に、すなわち一応の、管轄権を肯定し

ます。その後、本件はこの国連海洋法条約の附属書 VII に規定される仲裁裁判所に付託されることとなります。ところがこの仲裁裁判所が審理を停止してしまいます。理由は、アイルランドとイギリスは共に EC の構成国ですが、本件紛争が EC 条約 292 条、これは EC 裁判所の排他的管轄権を規定しているものですが、これに基づいて、本件紛争は EC 裁判所の排他的管轄権に服するとイギリスが主張したことを考慮したからです。EC 裁判所の排他的管轄権規定というのは、要するに、EC 法上の紛争は EC 裁判所が排他的に管轄権を持つと規定しております。イギリスは、この紛争は同じ EC 加盟国間の EC 法上の紛争でもある、したがって、それについては EC 裁判所が排他的に管轄権を持つ、こういう主張を行ったわけです。

スライド 27

仲裁裁判所は、そのイギリスの主張に対して、それを一応受け入れて審理を停止します。その際、次のように述べています。27 ページのところですが、本件紛争が EC 裁判所の排他的管轄権に属する問題であるかどうかは、本来 EC 裁判所が決定すべき事項である。いわゆるコンペテンツコンペテンツ、裁判所が自らの管轄を決定するということです。EC 内部でのこの問題の解決が行われていない状況で、本件紛争の本案について当裁判所、つまり仲裁裁判所が審理を進めることは不適切である、こういう理由で審理を停止したわけです。

さらに、仲裁裁判所は注目すべき次のような意見を述べております。「2 国間の権利と義務を決定するよう要請される[2 つの]司法機関相互の間に存在すべき相互尊重と礼譲を考慮」する。つまり、相手の EC 裁判所に対する尊重の考慮が必要であるということです。そして、「同一の問題について二つの抵触する決定をもたらさうる手続は本件当事者間の紛争の解決に有益ではない。」こういう配慮から、仲裁裁判所は管轄権の行使を差し控えるというわけです。そして、EC 裁判所がまず管轄権の範囲を確定したあとに、当裁判所の審理を再開する。こういうことを述べております。

先ほど紹介した Pauwelyn は、この例が、二度目の裁判所がいわゆる排他的管轄権条項という外の国際ルールを尊重して、管轄権の行使を差し控えた典型的な例になると言っています。先ほど紹介した、尊重と礼譲といった配慮が示されていることによって、裁判所間でオーバーラップを自発的に調整しようとしているというわけであります。

スライド 28

しかしながら、私自身ははたしてそうなのかという評価、別の評価をしたいと思います。と申しますのは、仲裁裁判所の適用法は何かと調べてみますと、それは国連海洋法条約の

293 条に明記されています。「裁判所は、この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則を適用する」と書かれております。ということは、海洋法条約以外の外の排他的管轄権条項も、仲裁裁判所は考慮しなければならない、本来考慮することを義務付けられていたというわけであります。単なる礼讓や尊重といった問題ではないのではないかということでもあります。

さらにもう一点、海洋法条約の 282 条は海洋法条約上の紛争について、当事国間の合意によって外の法廷が選択された場合には、その法廷が優先的に管轄権を持つという規定をしております。この場合、アイルランドとイギリスは EC 条約 292 条、EC 裁判所の排他的管轄権条項を受諾しているわけですから、基本的にこの海洋法条約 282 条によって、この事件の管轄権は本来 EC 裁判所に与えられるということになると思われまふ。そういう意味で、仲裁裁判所は EC 裁判所に対する尊重、礼讓ということを述べておりますが、そうすることが本来法的に義務付けられていたと言うことができます。

そうしますと、二度目の裁判所が外の法規則をいわば考慮しなければならない、適用しなければならない状況であって、WTO の場合とは違った状況であったこととなります。WTO の裁判機関は、外の法規則を考慮する義務を負わされてはいません。MOX プラント事件は、純粹の意味で「司法機関相互の間に存在すべき相互尊重と礼讓」が適用された事例とみることはできないように思います。この事件の仲裁裁判所とは異なり、はたして、WTO のパネルが、「司法機関相互の間に存在すべき相互尊重と礼讓」を考慮するかどうか、この点は、今後の WTO のケースを注目していく必要があります。MOX プラント事件というのは、そのままの形では WTO に応用できるようなケースではないのですが、今日テーマにした問題については示唆的で、かつ問題提起的であるように思います。

スライド 29 : 「結論」

最後に結論の部分です。もうすでに申し上げましたので、繰り返しになりますが、仮に地域貿易協定の紛争解決手続が排他的管轄権条項を含んでいても、紛争当事国が何らかの理由でこの条項に違反して、二度目の提訴を WTO に行った場合には、WTO はその管轄権の行使を拒否できない。したがってオーバーラップが発生する。そういう可能性があるということでもあります。

もちろん排他的管轄権条項に違反することは、地域貿易協定の違反を構成することになりますが、この条項の違反は容易に言い逃れが可能なこともここで指摘しておかなければなりません。というのは、この条項は、「実質的に異なる権利または義務」が争われる場合

には適用されないという条件が付いています。この「実質的に」という文言の解釈にもよりますが、おそらく、2度目の提訴を行う国は、1度目の提訴は、地域貿易協定上の権利または義務を争ったのであり、2度目は WTO 協定上の権利または義務を争っているので、「実質的に異なる権利または義務」を争っていると主張することが予想されるからです。

さらに国際法または法の一般原則によっても、この二度目の提訴を排除することは、必ずしもできないというわけであります。そういう状況からしまして、今日多くの地域貿易協定の紛争解決条項の中に、この排他的管轄権条項が含まれていますけれども、少なくともこの条項が尊重されないで、あるいはこの条項の適用はないと主張されて、WTO が二度目の裁判所として事件を扱うような状況が発生する場合には、オーバーラップ問題を解消するインターフェースとしては、十分に機能し得ないのではないか、ということでありませう。少し時間が超過しましたが、以上であります。

中村 どうもありがとうございました。それでは質疑応答にいきたいと思います。法律的にテクニカルな議論が多かったので、やや難しいかと思いますが、私のほうからきっかけということでご質問いたします。

先生のお考えでは、それではこの問題は WTO の側で解決をしたほうがよいとお考えなのか、それとも地域貿易協定の中にもう少し工夫の余地があつて、改善する方法があるとお考えでしょうか。

平 基本的には、WTO の内部の問題であろうと思います。地域貿易協定がオーバーラップを防止するために、排他的管轄権条項というのを設けているわけです。これが通常は尊重されると思いますので、二度目の提訴というのはその可能性は少ないと思いますが、もしそれが起きて WTO に事件がやってきた場合に、現在の WTO の制度ではそれを排除できない。受け付けざるを得ないということです。したがって、WTO の紛争解決手続上の、いわば内在的な問題ということになるかと思います。

中村 いかがでしょうか。

質問 1 ブラジルとアルゼンチンの場合、MERCOSUR の条約に従うと、ブラジルが仮に提訴した場合、アルゼンチンは MERCOSUR 裁判所でやるということに依りたくてはいけないということになるわけですか。

平 基本的にそうです。

質問 1 その場合、仮にそれでブラジルとアルゼンチンが争い、ブラジルが勝ちアルゼン

チンが負けた場合、WTO にいくことは可能なわけですか。

平 アルゼンチンがそれを不服とした場合にはありえると思います。ブラジリア議定書という最初の紛争解決手続によれば、その二度目の裁判所に提訴することは禁止されていませんので、どちらの当事国も負けたことによって不服があれば、WTO に二度目の提訴をする可能性はあると思います。

質問1 オリボス議定書の場合は。

平 オリボス議定書ではそれが禁止されています。

質問1 負けたほうというか、言い出しっぺではなく、その受け手になったほうが負けて、WTO に提訴するのはいけないということになるのでしょうか。

平 オリボス議定書ではいけないことになっています。

質問1 日本とフィリピンとの FTA の場合、フィリピンが提訴して、日本とフィリピンの FTA の協定にしたがってその紛争処理手続がされ、仮に日本が負けたとしたならば、日本は WTO に持っていくことはできないということですか。

平 基本的にはできないわけです。排他的管轄権条項が存在していますので、基本的には WTO に持っていかない、持っていけないと思います。しかし、そのルールを破って、あえて持っていくということも、可能性としてはあるのではないかということです。その場合、WTO としてはそれを受け付けざるを得ないと。受け入れざるを得ないという仕組みになっているということでもあります。なお、フィリピンとの EPA の場合、WTO の紛争解決手続を優先的に選択すべきという条項が存在していることは指摘したとおりです。

質問1 繰り返して申し訳ないのですが、日本とフィリピンの規定で、フィリピンが提訴して、受け手になった日本が負けて、日本が WTO にいくこともできない、そういうことですか。

平 FTA の規定上はできません。その排他的管轄権条項によって、最初に選択した裁判所で紛争解決しなさいということですので、そこで負けた場合にはそれで終わりのはずですが、ところが、そのルールを破ってあえて WTO へもっていくと、WTO の現在のシステムですと、手続がどんどん進んでしまう。判決までいくという状況になっているわけです。それを阻止できない体制、制度になっているということです。

質問1 言い出しっぺが、最初に訴えたほうが、要するに地方裁判所というか地域の裁判所に訴えた方が負けて、それを WTO に持っていけないというのはわかるのですが、逆に訴えられたほうが負けてしまって、そっちにいけないというのは少し何か理解しがたいとこ

ろがあるのですが。

平 地域協定上の裁判所と WTO の裁判所、二つあるわけですが、最初に地域協定上の裁判所を選んだら、その裁判所は終局、最終の裁判所になります。だから、そこで負けたらそれで本来は終わりです。上訴も何もないわけです。そこが終わり、そこで紛争は解決するはずですが、そのルールを破ってあえて WTO に持っていけば、WTO が動かざるを得ない、拒否できないということです。

中村 日本としては、訴えられた時に最初に応訴管轄するかどうかの問題ですね。私は地域の方の裁判所でやりません、これは WTO の問題だから WTO でやりましょうと、最初から突っぱねればいい。

質問 1 それはできるわけですか。

中村 それはできるのです。

質問 1 協定書には元々そういうことは予定されていないということでしょうか。

中村 これは選べるということです。ただ、そうするとフィリピンの場合、WTO 事項は WTO の解決を優先させますという条項が入っているのですよね。こうなった場合、ルール破りをやって、WTO へ行くということはどうですかね。

平 この規定の書きぶりからして、優先的に考慮するのですから、必ず WTO を選択しなさいということではないので、この規定に反して EPA の手続が選択されてしまった場合には、やはりそれが終局の紛争解決機関であって、それが本来終わりということになると思います。ところが、そういった制度を全く無視して、あえて二度目の提訴というのに踏み切った場合に、今日申し上げたような WTO 側のいろいろな手続上の問題から、それを拒否できないということを指摘したかったのです。

質問 2 関連して、私はもっとはるかに初歩的な問題になってしまうのですが、いわゆる掟破りをあえてして、WTO のパネルをたててしまったとしても、ウィーン条約法条約のこの 31 条、32 条が、純粋に解釈されれば、純粋にというのは、ごめんなさい、純粋にの意味が問題になりますが、それがオーバーラップを避けるような形で適用されるならば、もうすでに先例となる FTA 中の仲裁判決を一つの先例として、WTO のパネルでもきちんと尊重しないといけないということがウィーン条約法条約の 31 条、32 条から出てくれば、たとえ WTO に行ったら無駄だということになってくるのですよね。しかし、ウィーン条約法条約 31 条、32 条が純粋に適用されないという理由について、やはり説明されていたのですが、もう一回わかりやすくお願いいたします。

平 ウィーン条約法条約の 31 条、32 条というのは、条約の解釈のルールを定めています。基本的には条約の文言を文脈と目的に照らして、文言解釈しなさいという規定です。さらに加えて、その解釈の際に、紛争当事国間に適用可能な国際法がある場合には、その国際法も考慮して、当該条約の文言を解釈しなさいという規定です。したがって、WTO のパネルは WTO 協定を解釈するときに、当該紛争当事国双方に有効な国際法を参照して WTO 協定を解釈できるわけです。今日紹介したアルゼンチンの事件では、アルゼンチンは WTO 協定を解釈せよと、つまり MERCOSUR 裁判所の判決に基づいて、WTO 協定を解釈せよとは言っていないのです。MERCOSUR 裁判所の判決をそのまま判断の根拠にせよ、といっているわけです。つまり、WTO 協定の適用を主張しているのではなくて、MERCOSUR 裁判所の判決を WTO の紛争解決手続における適用法として採用しなさいと言っているのです。しかし、WTO の手続規則である DSU によれば、適用法はあくまで WTO 協定でなければいけません。

質問 2 そこで、これもちょっと素人的になって申し訳ないのですが、もしかしたら、どうも地域、FTA も WTO への通報義務というのがありますよね。つまり、FTA を結ぶ時は必ず通報しなきゃいけない。それから、明示的に WTO の基本原則と反するような FTA はありえないはずなので、基本の精神や基本の原則については、どの FTA も必ず WTO からは外れないはずであると思います。ならば、WTO の法規の解釈にあたって、関連法規を解釈しなさいという義務も、FTA の中のを解釈しなさいという義務も、素人的には一緒になっていくような気がするのですね。つまり、アルゼンチンがちゃんと MERCOSUR の協定の違反を WTO のパネルでやりなさい。これはおかしいとわかる。しかし、本来 MERCOSUR の協定も WTO の協定も、その基本の考え方の中では、原則的に同じだと。ひとつのシステムであるはずなので、それは可能になってくるんじゃないか。つまり、アルゼンチンの主張を退けるのは、基本的には MERCOSUR の協定と WTO の協定が全く別個のものでありうるという。コンフリクトを起こすような規定があるということを前提とした判断になっていると思うんですね。そうなってくると、今の FTA でたくさん出てきているのと、WTO もあるという、この世界の経済法の体系そのものが、何かおかしくなってくるようなことがインプリケートされているような気がします。

平 確かにその面はあります。例えばごく単純な、最初に紹介した内国民待遇、内外無差別原則の違反が成立するかどうかというのは、WTO の個々のパネルレベルでも、かなり解釈に違いがあります。ですから、まして外の地域貿易協定の内国民待遇の解釈が、WTO の

パネルの解釈と一致するかどうかというのは、一致する可能性はかなり高いでしょうけれども、ない場合も多いと思います。そういう意味では、両方の法体系が常に一致して、同じ方向へ向いているかということ、そうではないのではないかと思います。特に典型的なのは、例えば地域貿易協定で、環境に関するルールが合意されている。MERCOSUR だとして、MERCOSUR 裁判所がその環境に関するルールに従って判決を下すと、それについて、WTO に一方の当事者がもって行って、MERCOSUR でこの判決があるからこれを適用してくれと言っても、WTO には環境に関するルールがないわけですから、それは全く外のルールということで、WTO は当然独自の WTO 協定に基づいて、紛争を改めて審議し直すことになるわけであります。そういう意味で、二つの体系の間の事項的なオーバーラップは確かにあるのですが、オーバーラップをしていない部分もあるわけです。オーバーラップしていない部分では完全に、二つのルールの間には違いがあって、お互いに関与できないというか、受け入れがたいという状況だと思います。

質問 3 私は経済学者なので、とんちんかんな質問になるかもしれませんが、中村先生の質問に対するお答えの中で、結局 WTO 自身の制度的な欠陥として、ルール違反をして上訴してきたようなものを受けざるをえない、というのが問題であるということであったと思います。逆の見方をしたときに、そういった欠陥が WTO にあると認めた場合、それを WTO 自身が欠陥と認めたり、もしくはその欠陥を改善したりしなければならないというインセンティブが WTO の中にあるかどうか、という問題があるように思います。

というのは、WTO 自身は、元は GATT もしくは ITO から継承されていたものですがけれども、GATT の中では地域貿易協定だとか、自由貿易協定だとか、関税同盟というのは、GATT の最も基本的な原則である自由無差別多角主義の例外として、当時でいうとベネルクス自由貿易協定だとか、そういったようなものを本当に例外中の例外として認めるようなものとして、確か 23 条か 24 条にあったという流れの中であったものから、EU が生まれ発展してきて、EU の裁判所は GATT の事務局や GATT の紛争裁定のパネルなどよりもはるかに強力な権限を持つようになってきて、WTO としては法律的にはどうなのかわからないですけども、なんとなく面白くないような構造になっている感じがするのです。

ですから、逆に言うと、地域貿易協定などでそういった管轄協定とか何かを結ばれていたとしても、国内でいう地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所みたいな形で、最終的に国際経済的な問題は、それぞれの地域協定はそれぞれの協定の中でやっているけれども、最終的な判断者は俺たちだ、というふうになれば、ルール違反でもってこようが何をしよう

が、受け入れるほうが WTO の組織としての利害には非常によろしいのではないか。そういうのが多くなればなってくるほど、他の加盟国に対するアピールとして、WTO はこんなたくさんパネルを受け入れている、地域経済協定などがあつてずっと何かをやっているという、結局グローバルな自由化というもののためには、WTO の機関をもっと強化していかなければならない。もっと人やお金を WTO に各加盟国から出して、もしくは場合によっては権限を、EU の欧州裁判所のように、各国の主権もある程度縛るくらいの権限を WTO にもたせてくれと、たぶん組織の中にいる人間としては感じるのではないか。

そういうふうにと考えると、実はこういうふうにある種の利害が対立したり矛盾したりするような場合に、これを改善していくという時に、例えば条項として、地域レベルでパネルをやつて、そこで決定が出たものについては受け入れない、そういった条項を WTO 自身が自分で自発的に持つということには、あまりインセンティブがないような、そういう問題もあるのではないかなという気がしたのです。ちょっと的はずれな質問かもしれませんが、もしお考えがあればお答え願えればと思います。

平 現在の WTO の中でいちばん成果をあげているのは、WTO の紛争解決手続であるとよく言われています。したがって現在の制度に対して、各国は非常に満足しているわけです。ただ、ウルグアイラウンドの時から、何年か後にはこの紛争解決制度を見直すということが約束されています。それがあつという間に過ぎてしまつて、十年くらいたつて、いろいろな不備が出てきているわけです。これについての改正案というのは、いろいろ出ているのですが、いかんせん前に進まない。つまり、政府間で合意ができない状況にあります。一方で、現在の紛争解決手続に満足している国々が多いということと、しかしそれでもなお、もっとより良くしたいという国もあるのですが、その中でなかなか合意もできないという状況で、現在の制度を変えるということは非常に難しい状況だと思います。

それから、国連の海洋法裁判所というのができたときに、その前からずっと戦後あつた国際司法裁判所というのがオランダにあるのですけれども、この所長がこの今日の最初に申し上げた fragmentation について、少し嘆いています。あちこちにいろいろな裁判所ができている、国際法に関する裁判所ができている、国連海洋法裁判所もあれば、人権裁判所とか審査機関とか、国連のいろいろな人権の裁判所、手続が存在している。あちこちでそういうふうな fragmentation が起きて、国際法がばらばらに解釈される現象が起きている。理想的には、ICJ が最終的な上級裁判所になるべきと言っています。それで、個々の裁判所は、国際法の問題について、いわゆる EC の先行意見判決手続、EC 法について EC 裁判所に意

見を聞くというシステムと同じようなものを、国際裁判所間で設けるべきだということを言っています。しかし、現実はおそらくそれは無理だろうとも同時に言っています。

WTOの中でも、WTOを頂点として地域貿易協定がいわば第一審裁判所という形での、ピラミッド構想というか、縦の構想というのは議論としてはありますが、やはり現実にはWTO自身、内部でさえ動かないのでなかなか難しい状況だろうと思います。

質問4 政治学なので、今日の話はなかなかよくわからないところがあるのですが、とんちんかんだったら申し訳ないです。先ほどの質疑応答の中で、WTOの法的な合意事項の中身と個別的な地域協定の内容が、例えば環境について規定しているか否かで違っているとおっしゃったところから、よくわからなくなってきました。つまり、そういう条約が定められている対象が違えば、確かに紛争解決という手続ではオーバーラップがあったり、うまく整合しなかったりということがあると思うのですが、条約の対象が違っていて規範内容が違えば、いろいろ問題が生じて当たり前ではないかと思います。例えば、今日の話は貿易ということに関してなのかなと思いましたが、例えばMOXプラント事件というのは、実体的な争いの内容は貿易ではないですね。その辺がよくわかりません。

平 国際経済法の一つの重要なテーマに、貿易と何々というのがあります。環境もその一つで、貿易と環境、貿易と人権、貿易と労働、このような形で貿易価値と他の価値との調整というのが一つのテーマになっています。それはどういうことかということ、例えば、絶滅危惧種についてのワシントン条約というのがあり、絶滅危惧種の国際貿易をしてはいけないというルールが一方で環境のレベルであるわけですが、国際貿易をしてはいけない、自由貿易をしてはいけないというのは、これは貿易のほうからみると、貿易の自由化のルールに違反するということになります。そういう意味で一つの問題が、見る立場によって環境の問題であると同時に貿易の問題であり、重複している状況があるわけです。同じことは人権の問題であると同時に貿易の問題であるというのもあり、そういう形でひとつの問題について、二つの法体系が重複的に規制を及ぼすこと、全く別の観点から規制を及ぼすということがありうるというのが、私のいちばんの考え方の前提です。

質問4 このMOXプラント事件というのは、不法行為ですよ。

平 はい。

質問4 よくわからないのですけれども。

平 海洋法条約の環境汚染に関する違反ということで、二つの裁判所間で相互尊重をした例として取り上げています。ですから、貿易の問題とは全く関係ありません。二つのレジ

ューム間の紛争解決手続、相互間でいわば自発的な調整作用が示唆された、ということで紹介させていただきました。

質問4 そうすると、先ほどの fragmentation を指摘したという裁判官の感想の観点というのは、紛争処理という観点からのものなのですか。実体的な価値に関しては、裁判権の管轄の問題としてですか。

平 全体として大きな国際法体系というのがあり、いろいろな分野ごとにまた専門的なルールのあるわけですが、それらをリンクさせているのが国際法の一般的なルールであるというわけです。いちばん最後の参考文献のところに、Joost Pauwelyn の真ん中の論文のタイトルが非常に示唆的なタイトルだと思うのですが、“INTERNATIONAL LAW AS A UNIVERSE OF INTER-CONNECTED ISLANDS”ということで、ISLANDS というのは個々の、例えば地域貿易協定なら地域貿易協定などの、専門分野ごとの法体系のことを言っています。それを CONNECT する体系が国際法の体系であるということで、国際法がいわば全体を覆う UNIVERSE であって、その中に個々の ISLAND があり、それらをつないでいく役割を果たすという趣旨です。

質問5 まず、WTO のパネルの側が訴えを受けつけない理由に、他の可能性がないかということを考えました。その WTO 上の争いがあるというところでもみるという可能性も、一つあるのではないかと思います。環境とかの問題についても、積極的に採択を出すという態度からすると、ちょっと無理かなという気もしますが。

それからもうひとつは、法解釈の基本的・技術的なことかもしれませんが、その辺りに転がっている規定を有効に解釈せよ、なるべくそれぞれ尊重できるように解釈せよという要請があるはずだと思うのですが、そういう観点からうまく受け付けられる機会の範囲を制限できないのかと思います。

この二点と、もう一つは実際違った裁定をくらってしまうわけですが、その後どうなるのか。その当事国同士でやっぱり交渉が行われて、結局はいい方向につながるのか、それともやはり対立が深まってしまうのか。あるいはもう一度、今度は地域貿易協定上の手続違背だといって、なにか紛争解決をしようとするのかという辺りについて、お聞かせください。

平 いちばん最後の点から言いますと、排他的管轄権条項があるのに、それを無視して二番目の提訴を WTO にしたという場合、地域貿易協定違反があることになります。通常は、地域貿易協定でも違反に対しては、対抗措置が取れるような規定があります。対抗措置の

制度は、その違反によって不利益を被ったら、その不利益の程度と均衡するものを対抗措置としてとれるというものです。したがって二度目の提訴である WTO で負けてしまったという場合、最初は勝ったのに、二度目に負けてしまったという場合、そこで不利益が発生していますので、その不利益と同等の対抗措置を地域貿易協定上は取れるということになると思います。

質問5 すみません。そうすると、逆にそれは WTO 協定上の違反だということで、相手側からも対抗措置をくらう可能性がありますよね。

平 ありますけれども、その辺りになっていくと、泥沼状態になってくるかもしれません。ただ、WTO の判断と地域貿易協定の判断が食い違うというのが、最初からいつている fragmentation という一番の問題なわけで、それを回避するための方策を考えるというのが課題であるわけです。もしそういう事態が発生すれば、WTO 協定のほうに重きを置く国は、それを高く評価するでしょう。それは国ごとに違うと思いますし、第三国に対する影響力も違うと思います。地域貿易協定で勝っても、WTO で負けたということは、地域貿易協定の外の国々に対しても、あまり強く出られないというか、同じ問題について主張できないということもあります。状況によって、どちらの判断がその国に有利であるかということになると思います。いずれにしてもそういう齟齬、それから二つの裁判所の判決の間に矛盾が生じる事態を回避したい、というのが出発点ですね。だから、矛盾が生じたらどうするかといわれても、粛々と現行のルールに従って対抗措置でやるしかないということだと思います。最初のご質問をもう一度言っただけですか。

質問5 WTO の DS が使えるのは、WTO 上の、WTO の枠組みに関する限りで争いを裁定するということですよ。なので、地域貿易協定に固有の問題を扱わないという言い方は、どこまで有効なのでしょう。

平 もちろん、WTO に提訴できる前提として、WTO 法上の問題が発生している必要があります。先の環境だけの紛争であるという場合のように、WTO 協定に全く関係していないのであれば、WTO には来ないです。環境の問題で、地域貿易協定上紛争が発生している。しかし、同じ問題が WTO のルールから見れば、やはり WTO ルール違反とも見られるという場合があるわけです。貿易と環境というテーマのような場合です。その時はやはり WTO にも来る、持っていけるわけです。ですから、そういうそれぞれの制度の管轄、事項管轄というか、それによって確かに仕切りはできますけれども、オーバーラップがあるということ。

質問5 重なっている部分について、重なりを少なくするように解釈するという事は出来ない、ということによろしいですか。

平 矛盾するルールをできる限り調和的に解釈するというのは、確かに解釈の原則として存在しています。しかし、その場面でそのルールが適用になるかどうか、どうしても抵触が残るという場合もあり得ると思います。

質問6 私のやっていることから結構遠いので、いろいろ教えて頂きたいと思います。最初に具体的な話ですけれども、東アジアの場合だと管轄権が実際に問題となっている、あるいはなりそうということがあるのでしょうか、というのが先ず一つ目です。

二つ目ですが、日本とシンガポール、マレーシア、それとメキシコ、フィリピンと EPA で、また排他的管轄権条項が存在するという話をされたんですが、それは後になるほど何らかの変化があるのでしょうか。例えば、日本・フィリピンというような場合だと、WTO 優先条項というのが入っているのですが、変化があるのでしょうか。そして、もしもあるとすれば、それはどのような理由によるものかということが、二番目です。

三番目は、例えば ASEAN を中心とした FTA とか、中国には FTA とか、例えば ACFTA とかということですが、そこで排他的管轄権の場合にはどのような規定をされているのか。まずその三つを教えてくださいたいのですけれども。

平 一番目ですが、おそらく ASEAN とか東南アジア地域の地域貿易協定の紛争解決条項も、同じような形になっていると思います。ざっと読んだ限りでは、ああ同じだなという印象を私は持っております。正確に一つ一つをチェックしたわけではないのですが、今日挙げた NAFTA の紛争解決条項、これは 1991 年くらいとかなり古いですね。ですから、ある意味では地域貿易協定のモデル・ルールになっていまして、多くの地域貿易協定がこの形式をとっています。今日挙げたのは、たまたま日本ということで、日本のものを取り上げてみたわけですが、アジア地域のも大同小異であると思われまます。

それから新しいものほど、このルールがやはり精緻化されてきています。例えばメキシコとの EPA を見ますと、150 条の 3 項、4 項あたりは、法廷地の選択がいつなされたかを明記して、例えば WTO の紛争解決手続も、最初の段階は二国間協議ですが、WTO の二国間協議をしても、それは WTO の紛争解決手続を選択したことになりません。この規定によると、パネルの設置要請をした段階で、初めて選択したとすると書いています。そういう意味で、排他的管轄権条項の精緻化というのは、確かに時間が経つにつれて増えてきていると思います。

フィリピンとの EPA の 5 項で WTO 協定の紛争解決手続を優先しなさい、というのを私は初めて見ました。これを入れた理由というのはまだ調べておりませんが、大変興味深く、どのような理由でこれが入ったのかというところを調べてみたいと思っております。おそらく DSU の 23 条、つまり WTO 条の紛争は WTO で、という規定が影響しているのかなという気はしていますが。

質問 6 今の二番目の回答についてですが、それぞれの FTA がそれぞれのルールを結局少しずつ精緻化しながら定めるということになりますね。

平 そういうことですね。

質問 6 そうなると、多くの齟齬がやはり出てくるように思います。実際そのルールを、例えば新しく精緻化されたルールが、他の地域或いは先に定められたルールにも後追いで定められることによって、そのルールが敷衍する、というような可能性はないのでしょうか。つまり、ある時決まったルールは、ずっと生かされていて、次に決まったルールは少し精緻化されて生かされて、次に決まったルールはまた精緻化されて生かされる、といういろいろなルールが要するに混在するという形がどんどん進むということでしょうか。

平 基本的には、全体としてみればそういうことになると思います。そういう現象が起きると思います。ただ、それがどういう問題をもたらすかということを考えますと、当該地域貿易協定内部で、当該ルールが適用になるというだけのことで、他に新しい協定を作る時のモデルとして参照されるということ位ではないかと思えます。それが地域協定相互間で、今日の WTO と地域貿易協定のような問題が起きるかということ、可能性はあると思いますが、それぞれの裁判所はそれぞれの能力とか管轄に従って、自分ができる範囲で行動する、というのが基本原則だろうと思えます。しかし、国際法体系全体の観点からは、やはり最初に述べた fragmentation が危惧されます。

質問 6 追加でもうひとつ。日本と ASEAN 各国と今 FTA をやっています。それが ASEAN 全体と日本というのが今度出来るとしますよね。そうなると、例えば紛争か何か起きた時にどちらが上位、例えば ASEAN と日本のどちらが上位であるとかという、そういう規定をすることによってクリアしていく可能性はあるのでしょうか。上位・下位のような話、全体と個別の国との関係の話になると思うのですが。

平 たぶん、国としてはいろんなルートを確認しておきたいということで、上下関係よりは、水平的にいろいろな解決手段を選択できる状態にしておくことを望むのではないか、という気がします。だから、ASEAN の一番上のレベルでの紛争処理手続を上級とするとい

うようなことになるかどうかは、ちょっとわかりません。水平的に並べておいて、どれかピックアップする、フォーラム・ショッピング状態ということではないかと思います。

質問7 そうしますと、これはちょっと大きな議論または質問ですが、現在の日本の政府は、FTA を東アジア諸国とたくさん結ぶことによって経済的な連携を深め、ゆくゆくはアジア共同体を作る一歩になるのだ、という言い方をするわけですが、本当にそうなるのかという気がします。つまり、単なる紛争解決やルールの窓口をたくさん作っているだけのことであって、それより先のことは何も考えていない。むしろ、逆にフォーラムショッピングであろうと思って、自分の都合のいい時に都合のいいことだけ使われるので、そういう選択的な態度がむしろ生まれてしまうのではないか、という気もします。どのようにお考えでしょうか。

平 確かに、自分に有利な判断を下してくれる裁判所を選んでいく、または探していくというフォーラムショッピングの現象は、並列的にいろいろあるとすると、多分起きると思いますが、それがなぜ悪いのかという問題があります。国内の或いは国際取引のフォーラムショッピングは問題になってきているのですが、国家間レベルでのフォーラムショッピングがなぜいけないのかというところは、今一歩わかりません。

質問7 同じ貿易をしているのに、適用されるルールが国の相手によって全然違うというのは、同じ地域の中であって、A国はいいけれども、B国はより悪いとかいうことが許されるのか、ということです。

平 基本的にWTOが最恵国待遇で無差別体制を原則としていますので、どれだけそれに抵触するかという、抵触するような差別体制ができるかということです。

質問7 例えば、今WTOの協定が実体的に規定をしている事項というのは、必ずしも包括的ではないですね。貿易事項だけ、などと特化しています。先ほど議題に出されたような環境だとか、絶滅種の保護だとか、そういう問題を取り込んだFTAを例えば作り、そのルールをさらに、いわばWTOに上乗せというか、拡張して作るというようなことをする場合はありますよね。そうすると、そこで自ずと出てくる紛争の議論の仕方というのは、違ってくると思います。ですから、この時は貿易モードでやった方が勝てるから貿易モードでいく、この時は環境モードを少し加えたほうが絶対有利だから環境モードでいく、というような態度が出てくるのではないかという気がします。また逆に、適用法規がEPAの中で、WTOの規則を含めて適用できることになると、逆に今度同じWTOのルールをFTAのそれぞれの仲裁裁判所が、勝手に味付けをして解釈をしているという方向もありうる、という

気がします。ですから、たくさんあってもいいかもしれませんが、それが本当に安定的な地域間での経済法律関係を支えるものになるのだろうか、という気が私はします。

平 そうですね。fragmentation というのは、そういう点を危機感として抱いていると思います。フォーラムショッピングがいけないということについて、どこの観点に立つのか、という問題かもしれません。

中村 ほかに。

質問 8 十年前にギオーム ICJ 所長が、fragmentation は危機だという話をしていました。現在の所長はロザリン・ヒギンスですが、彼女はそのギオームに反対する論文を書いております。fragmentation があるのはなぜかという、それに利益を見出す国がいるからだという話を書いております。ですから、ギオームが言っているような、ヒエラルキカルな機関、国際裁判秩序というものは、今の国家のニーズに合っていないのだと言っています。

そこで私の質問ですが、地域的協定を作るメリットというのは、一体どこにあるのか考えますと、やはり WTO の実体法なり、紛争解決システムとは別なものを用意するということではないでしょうか。まさに先生がおっしゃったように、フォーラムショッピングの可能性を用意するところに、たぶんメリットを見出していくのだと思うわけです。そういたしますと、そういうメリットを合意した上で、なおかつその合意に違反して WTO の方にもっていくという、アルゼンチンとブラジルのようなケースというのは、やはり何らかの特殊な要因が働いていて、普段はしないようなことをあえてしたということだろうと思うのですが、なぜあえてそこまでしたのかと。本来なら、MERCOSUR で負けたら我慢をせずだったのに、その前のコミットメントに違反してまで WTO にいった特別な理由というのは、何かありましたら教えていただけたらと思います。

平 オリボス議定書、新しいほうの議定書が効力を持っていれば、おそらくブラジルはそんなことはしなかったかもしれません。したがって、こんなケースは発生しなかったかもしれません。その前のブラジリア議定書では、別に二度目の提訴を禁止していないわけです。ですから、やれることはやるというのは通常選挙民を説得するという意味で、政府が最後まで努力するということが WTO までいったのではないかと。推測ですけれども、この時点ではともかく WTO にいくことができたわけです。

質問 8 そこで WTO 側が MERCOSUR とは異なる判断を出した時に、誰がデメリットを被るのか、という話に繋がっていくと思うのですが、先生の結論のところでは、やはり WTO 自身の利益としまして、一定のインターフェースに関して用意が必要であろうと仰ったの

ではないかと僕は理解したのですが、その WTO が MERCOSUR と異なる判断を出した時、デメリットというのはどういうものがあるのでしょうか。

平 それは、やはり最初の fragmentation の現象のひとつの例で、WTO の判断の少なくとも正当性が疑われてくるし、実効性も怪しくなってくるということだろうと思います。裁判機関としての、そういった妥当性・正当性・実効性といったものが損なわれるというのが、いちばん重大な結果ではないかと思います。

質問 8 最後に一つだけですが、フォーラムショッピングの内容というのは、おそらく裁判機関同士の競争まで含んでいると思われれます。つまり、この裁判所に行くところいう説得的な理由付けもある判決が出た。ここにいくと、それほど説得的ではない理由付けが出た。そうすると、後の方の裁判所はこれから使うのをやめようと、その説得的な裁判機関のほうに紛争が集まる。そういう裁判所の競争までもプラスの現象だとみるならば、今言われた正当性が高い判決と高くない判決があるというのも、積極的に捕らえられると思うのですが、やはりそれでは裁判所としてはよくないというご判断でしょうか。

平 法的な意味での正当性を確保することが、裁判所の判決については非常に重要であろうと思います。ただ、それだけではなくて、いろいろな理由でフォーラムショッピングが当事国によって行われています。Pauwelyn が指摘している一つの例は、もし当事国が発展途上国で非常に貧しい国であるとすると、地域協定上の紛争解決手続はほとんど自前でやらないといけない。WTO にもっていくと、WTO のお金で全部紛争を解決してくれる。だったら、WTO に持っていた方が安上がりだから、という理由で選ぶ国もある。彼は、特に発展途上国はそうだと言っていますので、いろんな理由でフォーラムショッピングが起きるということです。判決に正当性を求めるというのは、ローヤーの立場になると思います。仰るように、正当性や説得力のある判決を下す裁判所が淘汰されて残っていくというのは好ましいことではありますが、それはかなり長い目で見ていくという立場から言えることかもしれません。

質問 9 Fragmentation の発生の理由について、今議論の中にいろいろ出てきていると思うのですが、やはり一つは FTA、つまり関税の自由化にとどまったものだけではなく、ATPA とかさらには地域主義プロジェクトのようなものも視野に入れて、貿易以外のいろいろな 이슈が入り込んできており、これがやはり一つの原因として考えられるのかなと思います。もしこれならば、WTO 体制と各国の FTA との本質的な矛盾というよりは、国際法全般の発展過程、或いは地域主義の発展過程から必然的に生じてくると考えてもいいのかな

とも思いました。もちろん、アンチダンピングに関して、個々の地域レベルと WTO で全く違った判決が出たり瑕疵が出たりするなど、基本的な立法上の設計上の齟齬になってくるため問題だと思うのですが、それよりは今までの話を聞いていての印象として、純粹に貿易以外の 이슈が貿易の 이슈に関わってくることによって、WTO でのパネルと地域レベルでの判断、あるいは個々の WTO の文言の解釈、地域レベルでの文言の解釈にずれが出てくる可能性があるということならば、これはどの地域主義プロジェクトも、貿易以外に関しては国連システムのいろいろなものを導入してきているわけです。環境についても、先ほどの生物多様性もそうですし、モンリオール議定書に入らなかったら貿易制限措置をとる、というものもあります。それから、今度の気候変動でも CDM では途上国に地球温暖化をおさえるためのなにか技術認定などをすると、クレジットがもらえるとなると、その契約をしたところの物品には最恵国待遇があり、でも他がないということもありえてくるかもしれない。そういう、国連システムの貿易以外のいろんな分野の規範の発展が、こういった地域主義プロジェクトに取り入れられていって、それで WTO 体制から見た限りでの fragmentation が起きている。こういう傾向は言えるでしょうか。紛争解決手続きの齟齬という、その制度設計上の問題だけではなくて、国際法の規範が多様化して行って、それが地域主義プロジェクトに取り入れられてくるが故の fragmentation という側面があるのではないかと思います。大きな話で申し訳ありません。

平 全く否定しません。そういう状況が起きていると思いますが、fragmentation といわれていること、つまり国際法が断片化するということですが、それは、国際法の個々の分野が、それぞれひとつの閉じられたレジームになっていく、そして、一般的・普遍的な国際法、そのリンク機能をもっている国際法がだんだん機能を低下していく、そういう現象を指しています。そういう意味で、今言われたような現象というのは、国際法ではなくて個々の専門分野が広がっていくとか、専門分化していくという状況を言われているように聞こえましたが、その結果、それをリンクする国際法ルール、一般国際法ルールが分断化してしまっているという現象のほうに注目しているのです。

質問9 もしそれが地域主義プロジェクトの中で、EU のような限りなく self-contingent に近い形で、いろいろな 이슈がひとつのこの原則の下に判断されるという、一応建前、もちろん実績もありますし、そういう地域主義プロジェクトの中でも受け皿がなかった場合には、本当にアナーキーなフォーラムショッピング状態になってしまうケースになると思います。つまり、地域主義プロジェクトの中で ASEAN がこれからどこまで進むかわかり

ませんけれども、そういったいろいろな専門分化した断片化が起こってしまったものが、地域レベルの中ではうまく具合に統一的な試みが法律的なイシューの中で後押しされてくるようになれば、それほど悪いことではない。つまり、地域主義をどう捉えるかという部分にも関わってくると思いました。

中村 まさにそのあたりのことを、これから我々も考えていかなければいけないと思います。今日は本当にどうもありがとうございました。時間になりましたので、今日はここまでいたします。

(終了)

WTO体制と地域貿易協定の 法的インターフェース問題 —紛争解決手続の競合と調整—

大阪市立大学 平 覚

TAIRA, OCU, 10/24/2006

1

問題の所在

- 国際法体系の断片化(fragmentation)現象
 - 多数の国際裁判機関の登場と国際法の一貫性に対する危機感
 - 国際裁判所の一貫しない判決の妥当性、正当性、および実効性の低下
 - 同一の紛争の複数裁判所への係属＝管轄権の競合⇒ne bis in idem (同じことに2度かかわるなかれ)原則の違反。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

2

- 国際法の断片化現象の1つとしての地域貿易協定の増加とそれに伴う紛争解決手続の増加。
- WTO協定と地域貿易協定の規律事項の重複⇒紛争解決手続相互間の競合(オーバーラップ)
- 競合の調整の可能性の探求

TAIRA, OCU, 10/24/2006

3

地域貿易協定における紛争解決規定

- 排他的管轄条項の存在
 - 法廷の選択条項
 - 選択後の法廷の排他性
- 適用法としての国際法
 - WTO法を適用法とすることの問題性

TAIRA, OCU, 10/24/2006

4

日・シンガポールEPA (2002年1月13日署名、同11月30日発効)

第139条 第21章の適用範囲

- 1 この章の規定は、この協定及び実施取極の解釈又は適用に係る両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。
- 2 この章のいかなる規定も、自国が当事国となっている他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する締約国の権利を害するものではない。
- 3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は締約国が当事国となっている他の国際協定に基づいて紛争解決のための手続が開始される場合には、当該特定の紛争に関し当該手続以外の手続を利用することはできない。ただし、別途の国際協定に基づく、かつ、実質的に異なる権利又は義務が争われることについては、この限りでない。
- 4 3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき締約国が明示的に合意する場合には、適用しない。

第144条 仲裁裁判所の任務

- 1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、
- (b)この協定、実施取極及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

5

日本・マレーシアEPA (2005年12月13日署名、2006年7月13日発効)

第145条 適用範囲

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。
- 2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。
- 3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別途の国際協定に基づく権利又は義務で、実質的に異なるものについては、この限りでない。

第149条 仲裁裁判所の任務

- 1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、
- (b)この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

6

日・メキシコEPA

(2004年9月17日署名、2005年4月1日発効)

- **第150条 適用範囲**
- この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間のすべての紛争の解決について適用する。
- 第151条 紛争解決手続の選択
- 1 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。
- 2 1の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。
- 3 2の規定の適用上、この章の規定に基づく紛争解決手続は、いずれか一方の締約国が第153条1の規定に基づいて仲裁裁判所の設置を要請した時に、開始されたものとみなす。
- 4 2の規定の適用上、世界貿易機関設立協定に基づく紛争解決手続は、いずれか一方の締約国が世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(その改正を含む。以下同じ。)第6条の規定に基づいて同上に規定する小委員会の設置を要請した時に、開始されたものとみなす。
- **第153条 仲裁裁判所の設置**
- 8 付託事項「この協定の関連規定に照らし、…この協定との適合性について決定を行い…」

TAIRA, OCU, 10/24/2006

7

日・フィリピンEPA

(2006年9月8日署名)

- **第149条 適用範囲**
- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。
- 2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。
- 3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。
- 4 3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき両締約国が明示的に合意する場合には、適用しない。
- 5 両締約国は、この協定に基づく義務の違反が世界貿易機関設立協定に基づく義務の違反を構成する場合には、世界貿易機関設立協定による紛争解決手続を利用することを優先的に考慮する。
- **第154条 仲裁裁判所の任務**
- 1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、
- (b)この協定及び適用可能な国際法(国際慣習法を含む。)の規則に従って裁定を下す。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

8

NAFTA Chapter 20(1)

- **Article 2005: GATT Dispute Settlement**

1. Subject to paragraphs 2, 3 and 4, disputes regarding any matter arising under both this Agreement and the General Agreement on Tariffs and Trade, any agreement negotiated thereunder, or any successor agreement (GATT), may be settled in either forum at the discretion of the complaining Party.

2. Before a Party initiates a dispute settlement proceeding in the GATT against another Party on grounds that are substantially equivalent to those available to that Party under this Agreement, that Party shall notify any third Party of its intention. If a third Party wishes to have recourse to dispute settlement procedures under this Agreement regarding the matter, it shall inform promptly the notifying Party and those Parties shall consult with a view to agreement on a single forum. If those Parties cannot agree, the dispute normally shall be settled under this Agreement.

3. In any dispute referred to in paragraph 1 where the responding Party claims that its action is subject to Article 104 (Relation to Environmental and Conservation Agreements) and requests in writing that the matter be considered under this Agreement, the complaining Party may, in respect of that matter, thereafter have recourse to dispute settlement procedures solely under this Agreement.

TAIRA, OCU, 10/24/2006

9

NAFTA Chapter 20(2)

4. In any dispute referred to in paragraph 1 that arises under Section B of Chapter Seven (Sanitary and Phytosanitary Measures) or Chapter Nine (Standards-Related Measures):

- (a) concerning a measure adopted or maintained by a Party to protect its human, animal or plant life or health, or to protect its environment, and
- (b) that raises factual issues concerning the environment, health, safety or conservation, including directly related scientific matters,

where the responding Party requests in writing that the matter be considered under this Agreement, the complaining Party may, in respect of that matter, thereafter have recourse to dispute settlement procedures solely under this Agreement.

5. The responding Party shall deliver a copy of a request made pursuant to paragraph 3 or 4 to the other Parties and to its Section of the Secretariat. Where the complaining Party has initiated dispute settlement proceedings regarding any matter subject to paragraph 3 or 4, the responding Party shall deliver its request no later than 15 days thereafter. On receipt of such request, the complaining Party shall promptly withdraw from participation in those proceedings and may initiate dispute settlement procedures under Article 2007.

TAIRA, OCU, 10/24/2006

10

NAFTA Chapter 20(3)

- 6. Once dispute settlement procedures have been initiated under Article 2007 or dispute settlement proceedings have been initiated under the GATT, the forum selected shall be used to the exclusion of the other, unless a Party makes a request pursuant to paragraph 3 or 4.

7. For purposes of this Article, dispute settlement proceedings under the GATT are deemed to be initiated by a Party's request for a panel, such as under Article XXIII:2 of the General Agreement on Tariffs and Trade 1947, or for a committee investigation, such as under Article 20.1 of the Customs Valuation Code.

NAFTA Chapter 20(4)

- **Article 2012: Rules of Procedure**

3. Unless the disputing Parties otherwise agree within 20 days from the date of the delivery of the request for the establishment of the panel, the terms of reference shall be:

"To examine, in the light of the relevant provisions of the Agreement, the matter referred to the Commission (as set out in the request for a Commission meeting) and to make findings, determinations and recommendations as provided in Article 2016(2)."

WTO紛争解決手続

- ネガティブ・コンセンサスによる事実上の強制管轄権
- DSU23条⇒WTO協定上の紛争の排他的管轄規定
 - 地域貿易協定の排他的管轄条項との抵触の可能性
 - とくに適用法規にWTO法が含まれる場合
- DSU25条⇒仲裁手続

TAIRA, OCU, 10/24/2006

13

排他的管轄条項による 管轄権競合の調整の可能性

- アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対する確定アンチダンピング関税事件
- MOX事件

TAIRA, OCU, 10/24/2006

14

アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対する確定アンチダンピング関税事件 (WT/DS241/R, 22 Apr. 2003)

- 先決問題

- ブラジルは、アルゼンチンのAD措置について、本件WTO提訴に先立ち、MERCOSUR(南米南部共同市場)の特別仲裁裁判所にも提訴し、敗訴していた。この事実により、WTOパネルは本件の管轄権行使を控えるべきか。また、WTOパネルは、MERCOSUR裁判所の裁定に拘束されるか(para.7.17)。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

15

- パネルの判断

- 先行するMERCOSUR事件の基礎となったブラジリア議定書は、同一の措置を後にWTOの紛争解決手続に付託するブラジルの権利を制限するものではない。
- ブラジルは、排他的管轄条項を含むオリボス議定書に署名したが、同議定書は、未だ発効していないし、また、ブラジリア議定書に従ってすでに決定された紛争にはオリボス議定書は適用されない。
- オリボス議定書が署名されたという事実は、そのような議定書がなければ、MERCOSURの紛争解決手続の後に同一の措置についてWTOの紛争解決手続が続くことをMERCOSUR加盟国が認識していたことを示唆する。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

16

- アルゼンチンは、DSU3.2条の下で、MERCOSUR裁判所の裁定は、ウィーン条約法条約31.3条(c)に規定される「当事国間の関係において適用される国際法の関連規則」としてパネルによって適用されるべきと主張する。
- しかし、アルゼンチンは、WTO協定の解釈とはかかわりなく、MERCOSUR裁判所の裁定に従ってパネルが自らの判断すべきと述べているに過ぎない。
- パネルは採択されたパネル報告書の裁定にさえ拘束されない。WTO以外の紛争解決手続の裁定に拘束されるわけではない(paras. 7.40-7.41)。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

17

- Pauwelyn評価
 - 本件においてパネルは、他の非WTO法に含まれる排他的管轄条項を適用する積極性を表明している。
 - つまり、オリボス議定書が発効していれば、パネルは、同議定書の排他的管轄条項を尊重した可能性があるとする。
- 別の評価の可能性
 - パネルは非WTO法に対して敵対的？

TAIRA, OCU, 10/24/2006

18

WTO紛争解決手続における適用法

—WTO以外の国際法の適用可能性—

- DSU3.2条
 - WTOの紛争解決制度が「対象協定に基づく加盟国の権利及び義務を維持し並びに解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って対象協定の現行の規定の解釈を明らかにする」ものであること、および、「紛争解決機関の勧告及び裁定は、対象協定に定める権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又は対象協定に定める権利及び義務を減ずることはできない」ことを規定。
- DSU7.1条
 - パネルの付託事項について、「(紛争当事国が引用した対象協定の名称)の関連規定に照らし」紛争当事国により「紛争解決機関に付された問題を検討し、及び同機関が当該協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つ認定を行うこと」と規定。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

19

- これらおよびその他のDSU規定から次のように言える。
 - DSUの随所にみられる対象協定への言及から、DSU上は少なくとも対象協定がWTOの紛争解決手続における適用法になるということが出来る。しかし、これらの規定が適用法をもつばら対象協定に限定しているのか、他の国際法が適用法にはなりえないのかについては、解釈上必ずしも明確ではなく、学説上も深刻な対立が存在する。
 - なお、上述のDSU3条2項が「解釈に関する国際法上の慣習的規則」に従って対象協定の解釈を行うことを認めていることから、そのような慣習国際法を法典化したウィーン条約法条約31条および32条が、対象協定の解釈のための適用法となりうること、さらに同31条3項(c)の「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」も対象協定の解釈に当たって考慮されうることについては、学説上も争いはない。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

20

国際法の一般原則の適用による 管轄権競合の調整

- 信義誠実の原則
- エストッペル(禁反言)の原則
- 既判力(Res Judicata)の原則

TAIRA, OCU, 10/24/2006

21

アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対する 確定アンチダンピング関税事件 —信義誠実原則の適用—

- アルゼンチンの主張
 - ブラジルは、アルゼンチンのAD措置をMERCOSUR裁判所で争い、敗訴した後に、同一の措置についてWTOの紛争解決手続を開始したことにより信義誠実の原則(principle of good faith)に違反した。
- パネルの判断
 - 信義誠実違反を認定するための2つの条件
 - 1. 加盟国がWTO協定の実体規定に違反していなければならない
 - 2. 「単なる違反以上の」何かが存在しなければならない。
 - アルゼンチンは、本件提訴を行うことにより、WTO協定のいずれかの実体規定に違反したことを主張しなかったため、第1の条件が満たされていない。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

22

アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対する
確定アンチダンピング関税事件
—エストッペル原則の適用—

- アルゼンチンの主張
 - ブラジルは本件のWTO紛争解決手続をエストッペル原則により妨げられる。
 - エストッペル原則は次の3つの条件が存在する場合に適用される。
 - 1.明確かつ曖昧でない事実の声明
 - 2.その声明が任意、無条件かつ認証されたものであること
 - 3.その声明が誠実に依拠されたこと

TAIRA, OCU, 10/24/2006

23

- パネルの判断
 - 上記第1の条件に関して
 - ブラジルが、MERCOSURですでに争われた措置に関してWTOの紛争解決手続を提起しないという明示的な声明を行ったという記録上の証拠は存在しない。
 - 上記第3の条件に関して
 - ブラジルの声明によって単に不便を被ったということは、アルゼンチンがそのような声明に依拠して行動する誘因となり、かつ、ブラジルの立場の変更により否定的な結果を被っているということを証明するには十分ではない。
 - 以上の理由により、アルゼンチンの主張を却下。
- オリボス議定書が発効し、排他的管轄条項が友好であれば、エストッペル原則の適用は可能か？

TAIRA, OCU, 10/24/2006

24

既判力の原則

- 既判力の原則の適用条件
 - 1. 当事者の同一性
 - 2. 対象または事項の同一性
 - 3. 訴訟原因の同一性
- たとえばアルゼンチン事件の場合、
 - MERCOSUR裁判所とWTO紛争解決手続では、上記1および2の条件は満たされるが、3の条件が満たされない。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

25

MOXプラント事件

(アイルランド対英国、2001. 11. 09)

- 経緯
 - 英国によって設置された核燃料再処理施設(MOXプラント)からの放射性廃棄物のアイリッシュ海への投棄について、アイルランドが国連海洋法条約(UNCLOS)違反を理由に海洋法裁判所(ITLOS)に提訴。
 - ITLOSは、prima facieの管轄権を肯定。
 - その後、本案審理のために、UNCLOS附属書VIIIによって仲裁裁判所が設置されたが、同裁判所は審理を停止。
 - 理由は、本件紛争がEC条約292条(EC裁判所の排他的管轄規定)に基づきEC裁判所の排他的管轄権に服するとする英国の主張を考慮。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

26

－ 仲裁裁判所は、次のように述べる。

- 本件紛争がECの排他的管轄権に属する問題であるかは、EC裁判所が決定すべき事項である。
- EC内部でのこの問題の解決が行われていない状況で本件紛争の本案について審理を進めることは不適切。
- 「2国間の権利と義務を決定するよう要請される[2つの]司法機関相互の間に存在すべき相互尊重と礼譲を考慮」する。
- 「同一の問題について2つの抵触する決定をもたらさうる手続は本件当事者間の紛争の解決に有益ではない。」

TAIRA, OCU, 10/24/2006

27

• 本件に固有の事情⇒管轄権の競合を調整する規定の存在

－ 仲裁裁判所の適用法⇒UNCLOS293条

- 「裁判所は、この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則を適用する。」

－ 他法廷の優先条項⇒UNCLOS282条

- 「この条約の解釈又は適用に関する紛争の当事者である締約国が、一般的な、地域的な又は二国間の協定その他の方法によって、いずれかの紛争当事者の要請により拘束力を有する決定を伴う手続に紛争を付することについて合意した場合には、当該手続は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、この部に定める手続の代わりに適用される。」

• 仲裁裁判所は、他の国際裁判所の管轄権を尊重することを義務づけられていると見ることが可能。

TAIRA, OCU, 10/24/2006

28

結論

- 地域貿易協定の紛争解決手続が排他的管轄条項を含んでいても、紛争が地域貿易協定とWTOの双方の紛争解決手続に係属する可能性はある。
- この場合、WTOの紛争解決機関は、地域貿易協定の排他的管轄条項の存在を理由としては自己の管轄権行使を否定できない可能性がある。
- 国際法の一般原則によっても自己の管轄権行使を否定できない。
- 従って、地域貿易協定の排他的管轄条項は、WTOと地域貿易協定とのインターフェースとしては必ずしも十分なものではない。

参考文献

- Joost Pauwelyn, Going Global, Regional, or Both? Dispute Settlement in the Southern African Development Community (SADC) and Overlaps with the WTO and Other Jurisdictions, 13 Minn. J. Global Trade 231 (2004).
- Joost Pauwelyn, DIVERSITY OR CACOPHONY?: NEW SOURCES OF NORMS IN INTERNATIONAL LAW SYMPOSIUM: ARTICLE: BRIDGING FRAGMENTATION AND UNITY: INTERNATIONAL LAW AS A UNIVERSE OF INTER-CONNECTED ISLANDS, 25 Mich. J. Int'l L. 903(2004).
- Anja Lindroos & Michael Mehling, Dispelling the Chimera of 'Self-Contained Regimes' International Law and the WTO, 16 Eur.J.Int'l L 5-857(2005).